

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

吉川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 市内農業振興地域内農用地地域

(1) 現況

本市は平坦地域であり、二郷半領用水、中用水、新用水、新田用水等の農業用水が北から南に流れている。これらの豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、レタス、ねぎ、こまつな等が稲作と組み合わせた形で生産されている。

耕地の約8割が水田であることから、本地域の農業を振興するためには用排水路の整備や維持管理が課題であり、市と地域住民の協力のもとこれに取り組む必要がある。また、広大な農地の環境保全への取組も求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、市と地域住民の協力体制を強化し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内農振農用地地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。